徳島県告示第５２５号

都市計画法（昭和43年法律第１００号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年10月20日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　都市計画の種類

徳島東部都市計画下水道　徳島市公共下水道

２　縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課